

NO. 362

2023. 8. 15

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会 大阪市天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センターB 1 F 発行責任者 長谷川 美智代 TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623 https://city-osaka-ikuseikai.or.jp 定価 10 円

大阪市手をつなぐ育成会 法人理念 障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように

全国手をつなぐ育成会連合会からの報酬改定ヒ アリングでの意見概要と急激な物価高騰や賃金 上昇を踏まえた緊急要望について

令和6年4月には障害者総合支援法の3年ごとの 見直しと、報酬改定が予定されています。

厚生労働省では、障害者総合支援法の3年ごとの見直しについては「社会保障審議会障害者部会」で、報酬改定については「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」でそれぞれ検討が進められています。

障害者総合支援法の次回見直しの大きな方向性として、障害福祉サービスに関係する内容は、グループホームの支援内容に一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等を明文化すること、支援就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等が挙げられます。

また、障害福祉サービス事業所としては最も気になる報酬改定については、今年の5月から障害福祉サービス等報酬改定検討チームで検討が始まったところです。今年の7月から8月にかけて、関係団体(47団体)からのヒアリングが開催されることになっています。全国手をつなぐ育成会連合会(以下、「全育連」)も関係団体に含まれており、7月21日にヒアリングが行われました。これまで全育連では通所事業所における「食事提供体制加算」の存廃については中立的な立場でありました。しかし、近年のエネルギー価格をはじめとした物価高騰については、3年前の報酬改定時には勘案されておらず、障害福祉サービス事業所は事業の継続も危ぶまれているところもあります。そのような状況もあることから、ヒアリングでは次の内容について意見表明をしています。

1 総論

知的障害・発達障害のある人や子ども(以下「知的

障害者」という。) およびその家族が、障害の状態にかかわらず、ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して暮らせる地域を実現するためには、障害者総合支援法(以下「総合支援法」という。) や児童福祉法などに基づく福祉サービスの充実が不可欠です。

令和5年9月に国連から示された障害者権利条約対 日審査総括所見においては「強い要請」として障害者 の地域生活支援に向けて「障害者の施設から他の者と の平等を基礎とした地域社会での自立した生活への効 果的な移行を目的として、障害者団体と協議しつつ、 期限のある基準、人的・技術的資源及び財源を伴う法 的枠組み及び国家戦略に着手すること」を求めていま す。今回の報酬改定が、本会をはじめとする障害者団 体との協議に基づく「財源を伴う法的枠組み及び国家 戦略」への第一歩となることを強く期待いたします。

他方で、我が国においては近年一貫して消費者物価指数が上昇傾向にあり、あらゆる商品、サービスが値上がりしています。企業等では物価高騰にあわせて価格転嫁や賃金の引上げを行っていますが、障害児者福祉サービス事業者が価格転嫁できる範囲は食材料費や水光熱費などに限られます。しかし、サービスを利用する障害者の多くは障害基礎年金で生活していることから、価格転嫁することもできず、当然ながら賃金も引き上げられないため他産業分野との賃金格差がますます拡大する傾向にあります。

障害児者サービス事業者が質の高い人材を確保し、 質の高いサービスを提供する前提条件として、少なく とも現下の物価高騰分をカバーし、他産業分野との賃 金格差を縮小できるだけのプラス改定が不可欠である と考えます。また、同様の理由により、知的障害者を 取り巻く経済環境も大幅に悪化していることから、少 なくとも今回の報酬改定では、食事提供体制加算や補 足給付など利用者の負担軽減に資する加算や給付を存